

## 「日(いとなみ)が輝く」

# 働きたい人が働ける環境づくり

### 現況と課題

**小松島市の就業構造** 平成17年の国勢調査による小松島市の就業者数は、第1次産業1,699人(8.7%)、第2次産業4,963人(25.5%)、第3次産業12,450人(63.9%)となっており、第3次産業への就労者が6割以上を占めています。このことは、所得水準の向上により一通りのモノが普及し、消費構造の変化が起こりモノよりもサービスへの需要が高まり、サービス産業が発展しているということを示しています。経済的に成熟した状態であることを意味しています。

人口減少社会がやってきた今日、労働力人口は大幅に減少することが予想されます。

**小松島市の雇用状況** こまつしまには、大企業<sup>1</sup>が少なく、東洋紡績の撤退や日本製紙の紙事業からの撤退など相次ぐ企業や商店の撤退で雇用の場が減少しています。徳島県内は、有効求人倍率が全国に比べると低い状況にありますが、正社員が雇用者の66.8%を占め、全国平均の63.1%よりも高く、全国上位10番目となっており、逆にパート・アルバイトの雇用者に占める割合は16.2%と全国平均の22.0%よりも低く、山形県の16.1%に次いで下から2番目となっています。しかし、最近の新規求人状況をみると、正規職員が減ってきている一方で、パートなどが増加しており、また、日本全国を見ても、国際化や経済社会の構造的な変化が進み、国際競争による価格低下や生産拠点の海外移転、原油の高騰による生産コストの上昇や地域間競争の激化など国内の事業者を取り巻く環境は厳しいものがあり、雇用の確保は大きな課題です。

<sup>1</sup> 大企業 中小企業基本法に定義のある「中小企業」を超える企業のことです。業種にもよりますが、例えば、製造業、建設業、運輸業などの場合、資本金等が3億円以上の会社と、常時使用する従業員の数が300人以上の会社等です。

## 基本方針

### 安定した雇用関係の維持と労働環境の向上

「市は、雇用関係が安定的に継続されるとともに、労働条件や勤労者福祉が向上するよう支援します。」

厚生労働省職業安定局の報道発表資料「一般職業紹介状況について」による平成20年8月の全国の有効求人倍率は0.86、徳島県は0.78、徳島公共職業安定所小松島出張所管内（小松島市と勝浦郡）では0.65です。このことから分かるように、市内における雇用情勢は非常に厳しい環境にあります。そうしたことから、現在の雇用関係が安定的に継続されるよう市内における既存産業の活性化を支援します。

また、市民の皆さんが、仕事と家庭の調和による健康で豊かな生活を送れるよう、雇用者や勤労者に対し最低賃金制度や労働法令の周知や啓発を行うとともに、勤労者福祉の向上をめざし、年間総実労働時間の短縮や勤労者等生活資金貸付制度の周知と利用促進といった雇用労働条件の改善のための支援を行います。

さらに、女性に対しては、結婚や出産にかかわらず、仕事が続けられるような子育て支援を行い働きやすい環境づくりを行います。

### 新しい雇用の場の創出

「市は、既存産業が自らの強みを活かしつつ、地域経済の活性化を図り地域に雇用を生み出すため、県や国・企業・学校・商工関係団体・NPOなどの関係者と連携し、事業環境の整備推進を図ります。また、就労意欲のある者と雇用者が求める人材のミスマッチをなくすため、就業能力の開発を行います。」

さらに、近畿圏に近いという地理的状況や、現在、進行中の港や高速道路の整備を進め、魅力ある事業環境を整えます。情報発信を行い、企業誘致を進め、産業集積の促進と新規雇用の拡大を図ります。」

既存産業の活性支援は、安定的、継続的な雇用関係を維持するだけでなく、新たな雇用の場の創出を行います。

また、市内の未就業者や従業員に対し、農林水産業の担い手の確保や、福祉など市民のニーズに対応した生活支援サービス業に対する就業支援や、雇用者が求める能力を身につけさせることによるスキルアップを図ることで就業機会の拡大を図ります。

さらに、近畿圏に近いという地理的状況を活かし港湾設備や高速道路など物流網の整備を進めることなどで企業が進出しやすい環境を整え、企業

立地促進法など国・県の施策を利用した企業誘致の促進を図ります。体験型の観光産業など起業の支援により新たな雇用の場の拡大を図ります。

## 施策体系

### ●働きたい人が働ける環境づくり

- ⇒ 安定した雇用関係の維持と労働環境の向上
- ⇒ 新規雇用の場の創出

## 主な取組

### (1) 安定した雇用関係の維持と労働環境の向上

- ・安定した雇用関係を継続するため、中小企業振興事業を利用し、中小企業者の経営に関する具体的・実践的な相談内容に応じるため、商工会議所等を通じ、税理士や中小企業診断士等の専門家を派遣し、アドバイスや指導を行うといった研修会を開催します。
- ・就業規則や賃金、解雇問題やサービス残業といった労働個別相談会を開催したり、年金等について社会保険労務士による個別相談会を実施したりするなど、雇用・労働問題に関する意識啓発及び雇用環境の向上を図ります。
- ・市内の中小企業者及びその従業員に対して、厚生労働省関係の助成金・奨励金の内容や申請手続き等についての説明会を行い福利厚生の実施を図ります。
- ・女性が、育児と仕事を両立できるよう子育て支援の施策を充実させます。

### (2) 新規雇用の場の創出

- ・既存産業の振興や起業化の促進による雇用機会の拡大を図るとともに、職業相談機関などと連携し、年齢や適性、能力に応じた就業機会の確保をめざします。
- ・市内の未就業者や従業員を対象に専門講師によるパソコン講習会などを実施し、企業が人材に求める技能を向上させ、雇用のミスマッチの解消をめざします。
- ・高齢化の進行により、担い手不足が想定される農水産業について、新規就農者の確保に取り組みます。
- ・情報の提供などにより、U・J・Iターン<sup>2</sup>による小松島への居住を支援し

ます。

- ・平成19年6月に施行された企業立地促進法に基づく国・県の施策等と併せて企業誘致を推進し、新規雇用の拡大を図ります。
- ・団塊の世代のもつ技能を有効に活用するとともに、高齢者が生きがいをもって生活できるようシルバー人材センターの運営を支援します。

### 関連する取組

- ・「『安心』のまちづくり」その人がその人らしく住める地域社会  
主な取組(5)地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備  
..... 60
- ・「日(いとなみ)が輝く」産業の振興  
主な取組(1)安全・安心な特色ある地域農林水産物の産地育成・ブランド化  
とそのための環境整備..... 104  
(2)地場産業や既存企業の活性化と新たな産業の育成・企業立地の  
推進..... 105

<sup>2</sup> U・J・Iターン 生まれ育った出身地と居住地との関係を表す言葉で、「Uターン」とは、出身地を進学や就職で離れた人が再び出身地に帰ってきて居住すること、「Jターン」とは、出身地を進学や就職で離れた後、出身地の近隣地域などに居住すること、「Iターン」とは、出身地に関係のない地域に居住すること。